

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱（3条以下の電線を支持するもの）	1本につき1年	770円
	第2種電柱（4条又は5条の電線を支持するもの）		1,100円
	第3種電柱（6条以上の電線を支持するもの）		1,600円
	第1種電話柱（3条以下の電線を支持するもの）		690円
	第2種電話柱（4条又は5条の電線を支持するもの）		1,100円
	第3種電話柱（6条以上の電線を支持するもの）		1,500円
	その他の柱類		69円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	4円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	670円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	410円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1300円
	郵便差出箱		580円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	700円
その他のもの	占用面積1平方メー	1,300円	

		トルにつき1年	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	29円
	外径0.07メートル以上0. 1メートル未満のもの		41円
	外径0.1メートル以上0.1 5メートル未満のもの		62円
	外径0.15メートル以上0. 2メートル未満のもの		82円
	外径0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		120円
	外径0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		160円
	外径0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		290円
	外径0.7メートル以上1.0 メートル未満のもの		410円
	外径1.0メートル以上のもの		820円

備考

- 1 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 2 1年未満の占用期間に係る占用料は月割計算とし、1月未満の占用料は1月として計算する。
- 3 占用料の額が1件100円未満のときは、100円とする。
- 4 この別表に定めのない占用物件については、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の規定を準用する。